

再販売価格維持契約書 (出版一取次)

(出版社名) を甲とし、(取次店名) を乙として、
甲と乙は、次のとおり約定する。

甲と乙とは以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

第一条 甲と乙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、甲が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、甲がその出版物自体に再販売価格(「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する。)を付して販売価格を指定したものをいう。

第三条 乙は、乙と取引する小売業者(これに準ずるものを含む。以下同じ)及び取次業者(これに準ずるものを含む。以下同じ)との間において再販売価格維持出版物の定価を維持するために必要な契約を締結したうえで同出版物を販売しなければならない。

第四条 乙は、前条に定める契約を締結しない小売業者及び取次業者には再販売価格維持出版物を販売しない。

第五条 乙が第3条及び第4条の規定に違反したときは、甲は乙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の定める違約金は、金 円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 甲が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合
- (2) 甲が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三カ月前までに、甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通作成し、これに甲、乙記名捺印の上甲が所持し、乙はその写しを所持する。

平成 年 月 日

甲 (出版) 印

乙 (取次) 印

(ヒナ型 出版再販研究委員会作成 2001.3)

覚 書 (出版—取次)

平成 年 月 日付で甲・乙間で締結した再販売価格維持契約書(出版⇔取次)〔以下契約書という〕における契約慣行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

< 記 >

1) 契約書第六条1項にある

<「定価」の表示の変更措置>とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

2) 契約書第六条2項にある

甲が認めた場合における<大量一括購入>とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても甲の承諾を得るものとする。

3) 契約書第六条1項および2項の実施にあたって、乙は甲と協議の上小売業者に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙等に広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない小売業者に明らかな損害が生じた場合、乙は甲と速やかに協議の上、小売業者の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

4) また同2項にある

出版業者が認めた場合における<その他謝恩価格本等>とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、甲の承諾を得るものとする。

5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

平成 年 月 日

甲 (出版) ①

乙 (取次) ①

収入印紙
4,000 円

再販売価格維持契約書 (取次—小売)

(取次店名) を乙とし、(小売店名) を丙として、
乙と丙は、次のとおり約定する。

乙は出版業者との再販売価格維持契約書第三条に基づき、丙と以下により再販売価格維持契約を締結するが、再販出版物とともに非再販出版物の取引もあり、両出版物の扱いが混同され、読者に誤認を生むことのないよう相互に誠意を持って協力する。

本契約書の条文からは解釈が困難な事例が生じた場合、出版業者主導のもとに乙および丙は別途「覚書」を作成し本契約書を補完する。また、「覚書」は必要に応じて乙・丙合意のうえ改訂して運用できるものとする。

第一条 乙と丙は、独占禁止法第二十三条の規定に則り、出版業者が発行又は発売する出版物に係る再販売価格を維持するため、この契約を締結する。

第二条 この契約において再販売価格維持出版物とは、出版業者がその出版物自体に再販売価格(「定価」との表示を用いる。以下、定価と称する)を付して販売価格を指定したものをいう。

第三条 丙は、出版業者又は乙から仕入れ或いは委託を受けた再販売価格維持出版物を販売するに当たっては、定価を厳守し、割り引きに類する行為をしない。

第四条 丙は、出版物の再販売価格維持契約を締結しない小売業者(これに準ずるものを含む)に再販売価格維持出版物を譲渡又は貸与しない。

第五条 丙が第三条及び第四条の規定に違反したときは、乙は丙に対して警告し、違約金の請求、期限付の取引停止の措置をとることができる。

2 前項の措置については、出版業者の指示があった場合を除き、乙は事前に出版業者の諒承を得るものとする。

3 第一項に定める違約金は、金 円とする。

第六条 この契約の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 汚損本の処分

(2) 官公庁等の入札に応じて納入する場合

(3) 出版業者が、自ら再販売価格維持出版物に付されている「定価」の表示の変更措置をした場合

(4) 出版業者が認めた場合における、定期刊行物・継続出版物等の長期購読前金払い及び大量一括購入、その他謝恩価格本等の割引

第七条 この契約の有効期間は、契約締結日から一年間とし、期間満了の三ヵ月前までに、乙、丙いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に継続するものとする。

以上契約の証として茲に本書一通を作成し、これに乙、丙記名捺印の上乙が所持し、丙はその写しを所持する。

平成 年 月 日

乙 (取次) ①

丙 (小売) ①

覚 書 (取次一小売)

平成 年 月 日付で乙・丙間で締結した再販売価格維持契約書 (取次⇄小売) [以下契約書という] における契約慣行上の疑義を解消し、再販制度の本旨に沿った運用がなされるよう以下の通り取決める。

< 記 >

1) 契約書第六条 3 項にある

<「定価」の表示の変更措置>とは、「出版物の価格表示等に関する自主基準」および「同実施要領」に則ったものとする。

2) 契約書第六条 4 項にある

出版業者が認めた場合における<大量一括購入>とは、官公庁等の入札によらない大量一括購入であり、この場合の割引販売においても当該出版業者の承諾を得るものとする。

3) 契約書第六条 3 項および 4 項の実施にあたって、乙は出版業者と協議の上丙に対し、公平性が確保されるように配慮し、事前に出版業界紙等に広報活動を行うものとする。

また、謝恩価格本販売実施の際、それに参加しない丙に明らかな損害が生じた場合、乙は出版業者と速やかに協議の上、丙の損害回避のため返品入帳等の承諾を得るものとする。

4) また同 4 項にある

出版業者が認めた場合における<その他謝恩価格本等>とは、出版業者主催による、再販出版物の書目・期間および場所限定の割引販売を意味している。これには小売業者独自の判断で実施するところの、再販出版物の割引販売に類する行為は含まれない。

小売業者独自で行う割引販売行為については、当該出版業者の承諾を得るものとする。

5) 本覚書は契約書と一体をなすものである。

平成 年 月 日

乙 (取次)

㊞

丙 (小売)

㊞